

国民年金法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（平成十六年法律第百四号）抄
(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (基礎年金の国庫負担に関する経過措置)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 平成十九年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。</p>	<p>附 則 (基礎年金の国庫負担に関する経過措置)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>256 (略)</p> <p>7 平成十九年度から別に法律で定める年度(次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第六項並びに第五十六条第二項において「特定年度」という。)の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。</p>

」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十一」とあるのは「百分の三十七」とする。

8 | 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第七項並びに第五十六条第三項において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、前二項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の四十を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ(1)中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ(2)中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ(3)中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十七」とする。

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置）

第三十二条 （略）

255 （略）

6 平成十九年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に関する経過措置）

第三十二条 （略）

255 （略）

6 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分

じて得た額」とする。

7 | 特定年度の前年度までの各年度における第七条の規定による改正後

の厚生年金保険法第八十条第一項の規定の適用については、第一項、第三項及び前二項の規定の適用がある場合を除き、同条第一項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の四十を加えた率を乗じて得た額」とする。

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置)

第五十六条 (略)

2 平成十九年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百十四	附則第三十四条第二項	第一百十三 条第一項 読み替えて適用する国民年金 法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第六条国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第六項において読み替えて適用する厚生年金保険法
-------	------------	--	---

の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。

2 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置)

第五十六条 (略)

2 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一百十四	附則第三十四条第二項	第一百十三 条第一項 読み替えて適用する国民年金 法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第六条国民年金等改正法附則第三十二条第六項において読み替えて適用する厚生年金保険法	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第三十二条第六項において読み替えて適用する厚生年金保険法
-------	------------	--	---

3 特定年度の前年度までの各年度における 定の適用については、前項の規定の適用がある場合を除き、次の表の 上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。	第一百四 条第一項 第二号	において読み替えて適用する 国民年金法第八十五条第一項 第二号（平成十六年国民年金 等改正法附則第十四条第二項 において適用する場合を含む 。）	及び平成十六年国民年 金等改正法附則第十三 条第七項において読み 替えて適用する国民年 金法第八十五条第一項 第二号	条第七項 第一百四 条第一項 第二号
	第一百四十 条第一項 第三号	附則第十四条第一項において 読み替えて適用する国民年金 法第八十五条第一項（平成十 六年国民年金等改正法附則第 十四条第二項において適用す る場合を含む。）	及び平成十六年国民年 金等改正法附則第十三 条第七項において 読み替えて適用する国民年 金法第八十五条第一項 第二号	第一百四十 条第一項 第三号
	第一百二十 条第二項 第二号	における における平成十六年国 民年金等改正法附則第 三十二条第六項におい て読み替えて適用する	おいて読み替えて適用 する国民年金法第八十 五年第一項	第一百四十 条第一項 第三号

3 特定年度の前年度までの各年度における 定の適用については、前項の規定の適用がある場合を除き、次の表の 上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。	第一百四 条第一項 第二号	において読み替えて適用する 国民年金法第八十五条第一項 第二号（平成十六年国民年金 等改正法附則第十四条第二項 において適用する場合を含む 。）	及び平成十六年国民年 金等改正法附則第十三 条第七項において読み 替えて適用する国民年 金法第八十五条第一項 第二号	条第七項 第一百四 条第一項 第二号
	第一百二十 条第二項 第二号	における における平成十六年国 民年金等改正法附則第 三十二条第六項におい て読み替えて適用する	おいて読み替えて適用 する国民年金法第八十 五年第一項	第一百二十 条第二項 第二号
	第一百二十 条第二項 第二号	における における平成十六年国 民年金等改正法附則第 三十二条第六項におい て読み替えて適用する	おいて読み替えて適用 する国民年金法第八十 五年第一項	第一百二十 条第二項 第二号

第一百三十 条第一項	附則第十四条第一項において 読み替えて適用する国民年金 法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する）	附則第十三条第八項に おいて読み替えて適用する国民年金法第八十 五条第一項
第一百二十 条第一項	厚生年金保険法 る場合を含む。）	平成十六年国民年金等 改正法附則第三十二条 第七項において読み替 えて適用する厚生年金 保険法
第一百四十 条第一項	附則第三十四条第二項 において読み替えて適用する 国民年金法第八十五条第一項 第二号（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第三十四条第二項 及び平成十六年国民年 金等改正法附則第十三 条第八項において読み 替えて適用する国民年 金法第八十五条第一項

第一条	第二項	読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）
第二号	第一百二十条第二項	において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項

◎ 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）抄

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2／5（略）</p> <p>6 平成十九年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（基礎年金拠出金の負担に関する経過措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2／5（略）</p> <p>6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>
<p>7 特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第十三条第八項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第九十九条第三項第二号（法附則第二十条の三第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第一項、第三項及び前二項の規定のある場合を除き、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の四十を加えた率を乗じて得た額」とする。</p>	

◎ 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）抄
 （第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	附 則	附 則
（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）	（基礎年金拠出金に対する国の補助に関する経過措置）	
第二条 （略）	第二条 （略）	
2～5	2～5 （略）	
6 平成十九年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の三十二に相当する金額を加えて得た金額」とする。	
7 特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第八項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における新共済法第三十五条第一項の規定の適用については、第一項、第三項及び前二項の規定の適用がある場合を除き、同一条第一項中「二分の一に相当する金額」とあるのは、「三分の一に相当する金額に当該基礎年金拠出金の額の千分の四十に相当する金額を加えて得た金額」とする。		

◎ 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十一号）抄
 （第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
第八条 （略） 2～5	附 則 (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)	附 則 (基礎年金拠出金の負担に関する経過措置)
6 平成十九年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。	6 平成十九年度から特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十三条第七項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の三十二を加えた率を乗じて得た額」とする。
7 特定年度（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百四号）附則第十三条第八項に規定する特定年度をいう。）の前年度までの各年度における第一条の規定による改正後の法第百十三条第三項第二号の規定の適用については、第一項、第三項及び前二項の規定の適用がある場合を除き、同号中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「に、三分の一に千分の四十を加えた率を乗じて得た額」とする。		